

令和 2 年（行ウ）第 36 号 総長解任処分取消等請求事件

原 告 名和豊春

被 告 国立大学法人北海道大学 外 1 名

求釈明申立書

2023（令和5）年1月10日

札幌地方裁判所 民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 哲之

弁護士 佐藤 博文

弁護士 小野寺 信勝

外 7 名

頭書事件に関し、原告は、次のとおり釈明を求める。

1 求釈明事項

丙第1号証「ヒアリング記録（調査報告書添付書類I）」について、以下のとおり開示されていない部分があると思料されるため、全て開示されたい。

- ① 「1」と付された吉田年克の記録が1頁から44頁まであり、38頁の聴取反訳文の後に、5枚の添付資料がある。ところが、原告が行った個人情報開示請求では、添付資料は9枚存在しており、時系列で事実経過を記載したと思われる文書4枚が欠落している（甲95）。
- ② 「19」田中晋也 URA（603～791頁）の次が「21」寺内伊久郎特任教授（792頁～）となっており、20番の対象者のヒアリング記録が飛んでいる。原告が行った個人情報開示請求によれば、「20」には、37頁の聴取反訳文と25頁分の資料がある。

2 求釈明の理由

- (1) 調査委員会の報告書は、原告の非違行為を「単発的に行われたもの」としてではなく、「日常的に行われてきた行為の一端」という観点から作成したという（甲4・4頁）。従って、原告の非違行為の評価、ひいては総長としての適任性は、報告内容の全部を通して総合判断する必要があり、報告書の一部の非違行為事実や枢要部分を欠落することがあってはならない。
- (2) 証人申請の対象及び申請の必要性を検討するに際して、解任処分判断の前提となったヒアリング記録が作成された人物と内容を特定する必要がある。そこで、20番のヒアリング記録について①対象者、②ヒアリング内容を含め、ヒアリング記録について全て明らかにされたい。

以上